令和６年度地方自治体における情報システム(生活保護)の標準仕様書改定に向けた調査研究業務一式
第１回検討会　議事概要

日　時：令和６年７月 10 日(火)　10:00～11:30
場　所：オンライン開催
出席者(敬称略)：
(構成員)
武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、福岡県、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、町田市、中野区、新宿区

(オブザーバー)
北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、総務省、デジタル庁、厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)
アビームコンサルティング株式会社（以下、アビーム）

【議事次第】
1. 開会
2. 議事
   (1) 出席者紹介
   (2) 令和５年度の検討の振り返り
   (3) 令和６年度検討会実施概要の説明
3. 閉会

【配布資料】
資料１ 第１回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料
資料２ 構成員名簿

【議事概要】
＜主な意見交換の概要＞
■議事(2)について
○　特段意見なし。

■議事(3)について
○　継続検討課題「全国銀行協会フォーマット以外での口座振替依頼」について、全国銀行協会フォーマット以外の独自フォーマットを使用している自治体が見受けられるのは、金融機関側の問題という認識である。将来的には統一された全国銀

行協会フォーマットを使用することが望ましいため、今後調整が必要な想定である。（後藤様）
→ 全国銀行協会との調整は、今後必要な認識であり、事務局としても問題意識を持っている。（アビーム）

■議事(3)について

○ 令和６年度に２回の標準仕様書の改版を予定している認識で良いか。（東大阪市）
→ 今年度は２回の制度改正を踏まえて、令和７年１月末に１回の仕様書の改版を予定している。（アビーム）

○ 令和６年度の２回の制度改正と、令和７年４月１日の制度改正による標準仕様書の改版について、適合基準日は、いつを予定しているか。（東大阪市）
→ 令和６年度の２回の制度改正と、令和７年４月１日の制度改正に関する適合基準日については、現時点では令和８年４月１日を想定しているが、今後、検討会の場での意見交換をふまえて、最終的な適合基準日について定めていきたい。（アビーム）

○ 進学・就職準備金等の制度改正によって、自治体とシステム事業者間でシステム改修に関する議論が始まったが、システム改修の実施時期によって、補助金の支給可否が変わることを懸念している。先行して導入した次期標準準拠の生活保護システムを、令和８年４月１日の適合基準日に向けて、制度改正に対するシステム改修を行っても補助金の対象となるか。対象とならない場合は、現段階で補助金を活用し、制度改正による次期システムの改修の必要性が無いように、制度改正に対応した次期生活保護システムを調達する方が良い想定である。
システム改修の実施時期を検討するための判断材料としたいため、厚生労働省に確認したい。（東大阪市）
→ 総務省の補助金要綱を踏まえると、標準準拠システムへの移行に伴う改修であれば補助金の対象となるという認識に相違ないか、デジタル庁、総務省に確認したい。（厚生労働省）
→ 補助金に関してはデジタル庁から意見を出すことは難しい。総務省に確認してもらいたい。（デジタル庁）
→ 承知した。事務局にて確認する。（厚生労働省）

○ オンライン資格確認の要件等において多くの変更点が生じている認識であり、オンライン資格確認が生活保護システムにどのように組み込まれるのか把握が難しい状況である。今後の見通しのために、オンライン資格確認の要件変更を反映した生活保護システムの概要について、自治体に共有してもらいたい。（東大阪市）
→ 生活保護システムにオンライン資格確認をどのように組み込むかについて、オンライン資格確認の検討チームと調整したうえで、共有したい。（アビーム）

○ 検討テーマ「WT の未来の業務の在り方」について、令和７年３月に実施予定の第４回検討会において、成果報告をした後の展望について何か想定はあるか。（新宿区）
→ 今年度は、課題の整理及び将来像の取りまとめの検討を実施する予定である。次年度以降は将来像実現に向けた課題と対策の検討、対策を反映した標準仕様書の改版の検討を行う想定である。（アビーム）
→ 各検討について、どの程度の期間を所要する想定か。（新宿区）

→ 各検討に１年程度用いて、計３年間かけて検討を行う予定である。（アビーム）
→ 次年度以降の将来像実現に向けた課題と対策の検討段階で、新たに課題が生じる場合もあると考えられる。そのような課題について、どのような対応を想定しているか。（横浜市）
→ 課題によって対応が変わる想定である。次年度以降の検討段階で新たに生じた課題については、再度課題の整理から議論することを想定している。また、課題を整理する中で、先行して課題の対策について議論を行うことが可能な場合は、先行して議論することも想定している。（アビーム）

○ 令和６年度の想定スケジュールに記載はないが、システム事業者やデジタル庁と事務局との間での意見調整・ヒアリングなどは予定しているか。（新宿区）
→ 昨年度同様に意見調整・ヒアリングは予定しており、システム事業者にはWTにも参加して意見をもらう想定である。（アビーム）

○ 制度改正に対する標準仕様書の改版について、標準準拠システムを構築するシステム事業者の負担とならないように、現行の標準仕様書2.0版から大幅な修正が発生しないように検討してもらいたい。（後藤様）
→ 標準仕様書の内容を大幅に変更する想定はない。現在構築中のシステムに大幅な修正がないように、制度改正による標準仕様書の改版内容をシステム事業者と事前に調整していきたい。（アビーム）

○ 「未来の業務のあり方」について、生活保護システム単体で検討することが望ましいのか懸念している。他の標準化業務等を考慮した全体最適を踏まえると、デジタル庁が舵をとって、他の業務との連携という観点からも検討が必要な想定である。デジタル時代の在り方を議論する検討会も存在しており、その点について厚生労働省やデジタル庁に確認したい。（後藤様）
→ 法制度の観点での業務のあり方や課題等は引き続き検討会等で議論を行う必要があると認識している。一方でデジタル庁が掲げる行政手続きのあり方等についても検討の必要がある認識に相違はない。今後、どのように進めていくか検討していきたい。（厚生労働省）
→ 未来の業務の在り方について、現時点ではデジタル庁から各制度所管省庁に統一的な対応は示していない。一方で、全体最適の観点から検討する必要があると想定している。標準化だけの議題でないと考えられるので、デジタル庁や各制度所管省庁の様々なプロジェクトとともに未来のあり方について考える必要がある。ご意見として承り、デジタル庁内で共有したい。（デジタル庁）

○ 総務省が過去に公表した資料において、生活保護業務を無線化することは許容されていない旨が記載されていたと認識している。一方で、システム事業者は様々な方法を駆使して、ケースワーク業務におけるタブレット端末の利用を支援している認識である。法制度上で許容されていない部分を把握していないと、WTで「未来の業務のあり方」について議論しても徒労に終わる可能性があるので、その点は事前に確認し、共有するべきである。（東大阪市）
→ 法制度を前提として議論することは重要な認識である。一方で、今年度の課題の整理及び将来像の取りまとめの検討においては法制度の制限を考慮せずに、意見を出してもらいたい。その後の将来像実現に向けた課題と対策の検討において、法制度上の制限を踏まえて、対策の整理を行うことを想定している。（アビーム）

○　「未来の業務のあり方」に関する議論の範囲としては、システムで改善できないことが明確な領域について、「法制度等の仕組みの変更」や「外部委託の検討」、「現在行っている業務の一部の廃止」なども想定して議論する予定なのか。もしくは、ケースワーカーが実施している業務をどのようにシステムで効率化するかという、システムで解決することを前提にした議論を行う予定なのか伺いたい。また、平成 30 年や令和 4 年に外部委託に関する検討が行われ、業務の課題が抽出された認識である。その結果を活用するのか、ゼロから課題を挙げるのか、どちらを想定しているか。（横浜市）

→　制約を踏まえた議論では、課題を挙げにくいと考えられるため、今年度の課題の整理及び将来像の取りまとめにおいては、システムで解決できる課題にとらわれずに意見を頂く想定である。
将来像実現に向けた課題と対策の検討段階では、生活保護制度を含めた様々な法制度を踏まえて、対応策を取りまとめることを想定している。WT を実施する際に、具体的な議論の前提について共有する。
また、過去に検討が行われた際の課題についても確認して提示する予定である。それらの課題を踏まえて議論していきたい。（アビーム）

○　「未来の業務の在り方」について、「効率的かつ正確な世帯の収入状況の把握」、「被保護者の他法活用の可能性の効率的かつ正確な把握」、「被保護者の将来的な自立に向けた支援のあり方」の 3 点を観点として検討してもらいたい。（後藤様）

→　生活保護業務における現場の課題と認識した。そのような観点も踏まえて WT を進めていきたい。（アビーム）

→　現在の制度や仕組みを活用して業務を効率化していってもらいたい。今後、ケースワーカーの人手不足が深刻化することが予想される。そのため長期的な人手不足解消に寄与するような観点も必要になる可能性がある。そのような観点も踏まえて検討してもらいたい。（庄司先生）

以上